

弘前大学農学生命科学部同窓会規約

平成 27 年 7 月 4 日改正

第 1 条 本会は弘前大学農学生命科学部同窓会と称し事務局を弘前大学農学生命科学部内に置く。

第 2 条 本会員を正会員、特別会員、準会員とし、学部卒業生ならびに大学院修了生を正会員、母校教員、前教員（前教官）及び関係者を特別会員とし、在学生を準会員とする。

第 3 条 本会は母校の発展に積極的に寄与し、会員相互の連絡、親睦を図ることを目的とする。

第 4 条 本会の目的達成のため下記の事業を行う。

1. 会報の発行
2. 支部の設置
3. その他本会目的達成のため必要なる事項

第 5 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 会員中より役員会で推薦し、総会で決定する。
2. 副 会 長 〃
3. 監 事 〃
4. 支 部 長 支部総会で正会員より選出する。
5. 評 議 員 総会に於て正会員中より 30 名以内を選出する。
6. 幹 事 正会員中より若干名を会長が委嘱する。

第 6 条 役員の仕事内容を次の如く定める。

1. 会 長 本会を代表し会務を統理する。
2. 副 会 長 会長を補佐し、会長の代理をつとめる。
3. 監 事 会計を監査する。
4. 支 部 長 支部を代表し、支部の事務をつかさどる。
5. 評 議 員 役員会を構成する。
6. 幹 事 本会の会務を担当する。

第 7 条 役員の仕事期間

1. 会長、副会長、監事、評議員および幹事の任期は 2 年と定める。
2. 支部長の任期は支部の決定による。

第 8 条 本会に名誉会長と顧問を置く。

1. 名誉会長 学部長を推戴する。
2. 顧問 学部長および正副会長の経験者から、会長が本人の内諾を得たうえで委嘱する。副会長経験者の任期は委嘱した会長の任期内とする。

第9条 総会

1. 通常総会 隔年毎とし期日は役員会に於て決定するものとする。
2. 臨時総会 役員会に於て必要と認められた場合にこれを開く。
3. 総会に於て次の事項を審議する。
 - イ 過去2年間の事業報告及び収支決算報告
 - ロ 今後2年間の事業計画
 - ハ 予算案の審議
 - ニ 規約改正
4. 総会の議事は出席会員の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長が決するところによる。
5. 議長は総会に於て出席会員中より選出する。

第10条 役員会

1. 役員会は会長、副会長、監事、支部長、評議員及び幹事をもって構成する。
2. 役員会は会長が招集し、本会の方針、会の改廃その他重要事項を審議し、これを総会に提案する。

第11条 本会の経費は会費及び寄附金をもってこれに充てる。

1. 会計年度は4月1日から翌々年3月31日までの単年度とする。
2. 会費 入会費 10,000円（入学時納入）
正会費 1年度（2年間）5,000円（2年分前納）

申し合せ事項

1. 特別会員、正会員が逝去した場合、弔電をもって弔意を表する。
2. 学部中退者で希望者は正会員とする。